厚生労働省発職 0127 第 7 号 令 和 2 年 1 月 2 7 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿



別紙「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充 実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見 を求める。

労働施 策 の総合的 な推進並 び に労働な 者 の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施 行規則の

部を改正する省令案要綱

第一 労働者の募集及び採用における年齢 にかかわりない均等な機会の確保に関して、令和五年三月三十一

日 までの間、三十五歳以上五十五歳未満である労働者の安定した雇用を促進するため、 当該三十五歳以上

五. 十五歳未満である労働者の募集及び採用を行うとき(公共職業安定所に求人を申し込んでいる場合であ

って、 安定した職業に就いていない者との間で期間 の定めのない労働契約を締結することを目的とし、 当

該三十五歳以 上五十五歳未満である労働者 が職業に従事した経験があることを求人の条件としない場合に

限る。 を、 労働 施 策 \mathcal{O} 総合的 な推 進並 び に 労働 者 0 雇 用 の安定及び職業生活の 充実等に 関する法 律 (昭

和 匹 干 年法律第百三十二号) 第九条に規定する厚生労働省令で定めるとき以外のときに加えることとす

ること[。]

第二 この省令は、公布の日から施行することとすること。